居宅介護支援 重要事項説明書 契約書 個人情報使用同意書

有限会社 ホテイ薬局 GRACE CARE

居宅介護支援 重要事項説明書

1 事業者(法人)の概要

事 業	き 者 (法 人)名	有限会社 ホテイ薬局
所 在 地		地	島根県松江市 3-5-1	
連絡先		先	0852-25-5535	
代	表	者	名	津戸 富太郎

2 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事	業	听 4	3	GRACE CARE
所	在	t	也	島根県松江市上乃木 2-17-15
連	絡	ź	ŧ	0852-61-6291
事	業所	番号	-	3270104577
管	理	者 名	3	福田 英治

(2) 営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日から金曜日 ただし国民の祝日及び12月30日
产	*		から1月3日までを除く
営	業 時 間		午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

(3) 職員体制

従業者の職種	常勤	非常勤	備考
管 理 者	1名	0名	介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	1 名以上	0名	管理者と兼務含む

(4) サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	松江市

[※]上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

3 事業の目的及び運営の方針

事	業	の	目	的	要介護状態にあるご利用者に対し、そのご利用者が
					可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ
					自立した日常生活を送れますようご支援を行う事を目
					的としています。
運	営	の	方	針	ご利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に 不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
					事業の実施にあたっては、市町村や関係機関との綿

密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
│のとします。 │自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行
い、常にその改善を図るものとします。

4 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、 心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン(居宅サービス計 画)を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介 護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

(1) 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境 などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等 について話し合います。
モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の 心身の状態やケアプランの利用状況等について確認 します。
給 付 管 理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者 が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に 介護保険施設等に関する情報を提供します。

(2) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下のとおりです。

同意欄	説明
	利用者の状態が安定してることを前提として実施します。
	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。

利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

(3) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容

- 救急車への同乗
- 入退院時の手続きや生活用品調達等の 支援
- 家事の代行業務
- 直接の身体介護
- 金銭管理

5 利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、**介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。**ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口に提出すると、全額が払い戻されます。

(1) 居宅介護支援費(I)(地域区分 1 単位:10 円)

取扱い件数区分	料金(単位数)		
収扱い件数区方	要介護1・2	要介護3~5	
居 宅 介 護 支 援 (i) ※介護支援専門員 1 人あたりの 利用者 45 件未満	10,860 円/月 (1,086 単位)	14,110 円/月 (1,411 単位)	
居 宅 介 護 支 援 (ii) ※介護支援専門員 1 人あたりの 利用者 45 件以上 60 件未満	5,440 円/月 (544 単位)	7,040 円/月 (704 単位)	
居 宅 介 護 支 援 (iii) ※介護支援専門員 1 人あたりの 利用者 60 件以上	3,260 円/月 (326 単位)	4,220 円/月 (422 単位)	

(2)加算

加	算	名	称	料金 (単位数)	算 定 要 件
初	旦	加	算	3,000 円/月 (300 単位)	・新規に居宅サービス計 画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区 分変更された場合

入院時情報連携加(I)	2, 500 円/月 (250 単位)	利用者が入院した日のう ちに、医療機関の職員に 対して必要な情報を提供 した場合
入院時情報連携加算(]	I)	2,000 円/月 (200 単位)	利用者が入院した日の翌 日又は翌々日に、医療機 関の職員に対して必要な 情報を提供した場合
退院・退所加算	連携 1回	4,500 円/回 (450 単位)	医療機関や介護保険施設 等を退院・退所し、居宅 サービスを利用する場合 において、退院・退所に
※カンファレンス参加無	連携 2回	6,000 円/回 (600 単位)	あたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得
	連携 1回	6,000 円/回 (600 単位)	たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	連携 2回	7, 500 円/回 (750 単位)	
	連携 3回	9,000 円/回 (900 単位)	
緊急時等居宅カンファレ 加算	ンス	2,000 円/回 (200 単位)	病院又は診療所の求めに より、職員とともに利用 者宅を訪問し、カンファ レンスを行い居宅サービ スの調整を行った場合
通院時情報連携加算		500 円/回 (50 単位)	利用者が医療機関で診察 を受ける際に同席し、医 師又は歯科医師と情報連 携を行い、ケアマネジメ ントを行った場合
ターミナルケアマネジメ 加算	ント	4,000 円/月 (400 単位)	① 24 時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備②利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した

		上で、死亡日及び死亡日 前14日以内に2日以上在 宅を訪問し、主治の医師 等の助言を得つつ、利 の状態やサービス変用 者の必要性等の把握、利 者への支援を行うこと ③訪問により把握した利 用者の心身の状況等の情 報を記録し、主治の医 等及びケアプランに位置 付けた居宅サービス事業 者へ提供
特定事業所加算(I)	5, 190 円/月 (519 単位)	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサー
特定事業所加算(Ⅱ)	4, 210 円/月 (421 単位)	ビス提供に関する定期的 な会議を実施しているな ど、当事業者が厚生労働 大臣の定める基準に適合 する場合(1ヶ月につき)
特定事業所加算(Ⅲ)	3, 230 円/月 (323 単位)	
特定事業所加算(A)	1, 140 円/月 (114 単位)	
特別地域居宅介護支援加算	所定単位数の 15%	厚生労働大臣が定める地 域に所在する事業所がサ ービス提供を行った場合
中山間地域等における小規模 事業所加算	所定単位数の 10%	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサ ービス提供を行った場合
中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	所定単位数の 5%	厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合

(3) 減算

減 算 名 称	料金 (単位数)	算 定 要 件
運営基準減算	所定単位数の 50%で 算定	運営基準に沿った、適切な 居宅介護支援が提供できて いない場合

特定事業所集中減算	1 月につき 200 単位を 減算	正当な利用なく特定の事業 所に80%以上集中した場合 (指定訪問介護・指定通所 介護・指定地域密着型通所 介護・指定福祉用具貸与)
高齢者虐待防止措置未実施 減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を 減算	虐待の発生又はその再発を 防止するための措置が講じ られていない場合

(4) その他

交	5	通	費	サービスを提供する実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、ケアマネジャーがお訪ねするための交通費の実費が必要です。 (自動車を使用した場合は通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 1 キロメートルあたり 20 円をご請求させて頂きます)
角	7 ‡	約	料	解約料は一切かかりません。

6 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当ケアマネジャー又は下記窓口までご連絡ください。

(1) 事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	福田 英治
連絡先	0852-61-6291

(2) その他の相談窓口

松江介護保険課	0852-55-5689
島根県国民健康保険団体連合会	0852-21-2811

7 秘密保持

事業者およびケアマネジャーは、居宅介護支援の提供に際し知り得た利用者やその家族 等の個人情報および秘密について、正当な理由がない限り第三者に漏らすことはありません。 この守秘義務は契約終了後も継続します。

個人情報の使用目的や内容については、「居宅介護支援契約における個人情報使用同意書」に記載された範囲内で取り扱い、利用者およびその家族等の同意を得た上で、必要最小限の範囲で使用します。

8 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院 した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください (お渡しした名刺等をご提示ください)。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング 等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治 の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

10 公正中立なケアマネジメントの確保

岩米品苗	・光記々)説明等
∦당 ☆\/ - 1 5	ᅸᄜ) = 12 - 12 - 12
12 22 74	\sim	ノロルウェマ

利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者に求めることができます。

11 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、 虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	福田英治

12 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を 受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施 します。

13 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

福田 英治

14 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用 者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

附則 この事項は令和7年10月16日より施行する。

居宅介護支援 利用契約書

<u>様</u>(以下、「利用者」といいます)と<u>有限会社 ホテイ薬局</u>(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して提供する居宅介護支援についての契約を次の条項に基づき締結します。

(契約の目的)

第1条 本契約は、利用者が尊厳を保ち、有する能力に応じて自立した日常生活を送れるよう、居宅サービス利用等に関する相談支援やサービス事業者等との連絡調整を適切に提供するために締結します。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、<u>令和 年 月 日</u>から利用者の要介護認定が 有効である期間の満了日までとします。ただし、契約満了日までに利用者が事業者に対し て書面による契約解除の通知を行わない場合、本契約は自動的に更新されます。

(介護支援専門員)

第3条 事業者は、介護保険法に基づく介護支援専門員(ケアマネジャー)を、利用者のサービス担当者として任命します。担当者の選定又は交代を行った場合は、利用者にその担当者の氏名をお知らせします。また、ケアマネジャーは、利用者やその家族等の意向を考慮しながら、公正中立にケアマネジメントを実施します。

(居宅介護支援の範囲)

第4条 本契約に基づくケアマネジャーが行う居宅介護支援の範囲は、重要事項説明書の 「居宅介護支援の内容」に従い提供されます。

(サービス提供の記録)

- 第5条 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内に事業所にて、利用者に関するサービスの実施記録を 閲覧することができます。
- 3 利用者は、利用者本人に関連するサービス実施記録の写しを受け取ることができます。

(料金)

第6条 要介護認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しませ

ん。事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は重要事項説明書のとおりです。

(契約の終了)

第7条 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)又は要支援と認定された場合
- (3) 利用者が死亡した場合

(利用者からの契約解除)

第8条 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでも本契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

(事業所からの契約解除)

- 第9条 事業者は、次の事由に該当した場合は、本契約を解約することができます。この場合、 事業者は当該地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- (1) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を 閉鎖した場合
- (2) 事業者が介護保険法に基づく指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (3) 利用者又はその家族等が、事業者及びケアマネジャーに対して、暴力行為、ハラスメント、またはその他の不適切な行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難となった場合
- 2 前項に基づき契約を解除する場合、事業者は、原則として契約解除の効力が生じる日の 30 日前までに、利用者又はその家族等に対して書面により解除の事由並びに契約を終了さ せる旨を通知します。ただし、緊急かつやむを得ない事由がある場合は、この限りではありま せん。

(秘密保持)

第10条 事業者およびケアマネジャーは、利用者やその家族等の個人情報および秘密を適切に取り扱います。詳細については重要事項説明書の「個人情報の取扱い」に従います。

(賠償責任)

第11条 事業者は、居宅介護支援を提供する過程で、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合、速やかにその損害を賠償します。

(身分証携帯義務)

第12条 ケアマネジャーは、常に身分証を携行し、初回訪問時や利用者またはその家族等からの要求があった場合には、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第13条 事業者は、居宅介護支援や居宅サービス計画に基づくサービスに関連する要望や 苦情に、速やかに対応します。苦情・相談の対応窓口については、重要事項説明書に記載されているとおりです。

(善管注意義務)

第14条 事業者は利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる 管理者の注意をもってその業務を遂行します

(本契約に定めのない事項)

第15条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者 と誠意をもって協議するものとします。

(裁判管轄)

第16条 本契約に関して訴訟が必要となる場合、利用者と事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所として事前に合意します。

附則 この事項は令和7年10月16日より施行する。

居宅介護支援契約における個人情報使用同意書

私およびその家族等の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

-------- 記 -------

1. 使用する目的

- (1) 事業所が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定 居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な 場合
- (2) 医療機関及びサービス事業者、保険者等との連絡調整に必要となる場合
- (3) 利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合
- (4) その他事業所が実施する業務において必要な場合

2. 使用にあたっての条件

- (1) 情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておく。

3. 情報共有に使用する通信手段

適切と認める通信手段(電話・FAX・テレビ電話・メール・チャットツール等)を用いて、医療機関及びサービス事業者、保険者等との情報共有を図る。

4. 個人情報の内容(例示)

- (1) 氏名、住所、健康状態、家族状況その他一切の利用者や家族及び主介護者等に関する情報
- (2) 認定調査票(概況調査・基本調査・特記事項)、主治医意見書、介護認定審査会における判定 結果の意見(認定結果通知書)
- (3) その他の情報

5. 使用する期間

契約締結日から契約終了日までの間。

居宅介護支援を利用するにあたり、重要事項説明書、契約書、および個人情報使用同意 書の説明を受け、同意の上で契約を締結します。これを証するため、本書を2通作成し、利用 者および事業者が署名の上、各自1通を保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

事業者 事業者名: 有限会社 ホテイ薬局

所 在 地: 松江市上乃木 3-5-1

代表者名: 津戸 富太郎

事業所 事業所名: GRACE CARE

所 在 地: 松江市上乃木 2-17-15

説明者:

利用者 住 所:

氏 名:

代理人 住 所:

氏 名:

家族の代表 住 所:

氏 名:

(利用者との続柄:)